事務所の所在地の変更について

１　事務所の所在地の変更の概要

（１）対象となるケース

定款第４条で規定する主たる事務所又は従たる事務所の所在地を変更した場合は、認可申請ではなく、届出となります。

なお、社会福祉法人の事務所は、施設の経営を行わない社会福祉法人を除き、原則として社会福祉法人が経営する施設内に設置してください。

（２）対象とならないケース

① 定款に記載の無い事務所、事業所及び施設の所在地の変更

② 主たる事務所を神戸市外に変更する場合

なお②については、社会福祉法人を所轄する所轄庁が変更になるため、定款変更届出ではなく定款変更認可申請が必要となります。神戸市監査指導部に相談してください。

２　届出の時期　変更登記後速やかに

法人登記簿における事務所の変更登記後、速やかに提出してください。

３　届出書類

届出書類については、文書番号１「届出書類目録」の記載のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

　書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@office.city.kobe.lg.jp

文書番号１

届出書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 |
| １ | 届出書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人定款変更届出書 |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 変更後の定款案 |
| ５ | 事務所の所在地変更後の法人登記簿謄本直近で取得したもの、写しでも可 |
| ６ | 変更後の事務所の所有権（使用権）を証する書類（例）建物登記簿謄本、建物賃貸借・使用貸借契約書（写） |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

（表面）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更届出書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 |
| ふりがな名称 | ○○ふくしかい社会福祉法人　〇〇福祉会 |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 届出年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 第一条から第○条まで略（事務所の所在地）第○条 この法人の事務所を兵庫県神戸市○○区○○町〇丁目〇番に置く。２ 前項のほか、従たる事務所を兵庫県神戸市○○区○○町〇丁目〇番に置く。以下、略 | 第一条から第○条まで略（事務所の所在地）第○条 この法人の事務所を兵庫県神戸市△△区△△町△丁目△番に置く。２ 前項のほか、従たる事務所を兵庫県神戸市△△区△△町△丁目△番に置く。以下、略 | 事務所所在地の変更 |

（裏面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

**（根拠規定）**

**社会福祉法（抜粋）**

第45条の36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

２　定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

４　社会福祉法人は、第２項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

**社会福祉法施行規則（抜粋）**

（定款変更の届出）

第４条　法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（１）法第31条第１項第４号に掲げる事項

（２）法第31条第１項第９号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

（３）法第31条第１項第15号に掲げる事項

２　前条第１項の規定は、法第45条の36第４項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第１項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**別紙１　社会福祉法人審査基準**

第４ 法人の認可申請等の手続

１ 所轄庁

（５）法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。